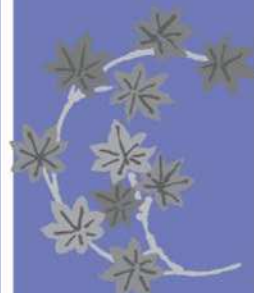


お知らせ



秋季全国火災予防運動

11月9日(土)から15日(金)までの7日間、平成25年秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

イベントのお知らせ

- 11月9日(土) 午前9時～ 消防車両による市内パレード
- 11月10日(日) 午前10時～ マルナカ須崎店にて消防車の展示など

● 11月13日(水) 午前10時～

須崎保育園児の防火パレード
(須崎保育園から文化会館)
お気軽にお立ち寄りください。

平成25年度全国統一防火標語
『消すまでは心の警報ONのまま』

須崎消防署

☎42・0119

年末年始のし尿収集のお申し込みはお早めに

年末年始のし尿収集は混雑が予想されるため、12月10日(火)までに申し込みをお願いします。

し尿収集は12月31日(火)から1月5日(日)まで休業し、1月6日(月)から平常の収集になります。

高陵衛生社

☎42・0723

農地の転用には まず除外申し出を

農地を転用するときは許可が必要で、その転用予定地が農業振興地域の農用地区域内の場合には、まず農用地区域からの除外が必要です。

このことから、平成25年度下期の「農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外申し出」を次のとおり受け付けします。農地転用予定地が農用地区域内にある人は除外の申し出をしてください。

なお、書類は農林水産課にあります。

【受付期間】

11月1日(金)～12月2日(月)
※土・日・祝日を除く

【受付場所】

農林水産課農林係

※農用地からの除外の申し出は年に2回です。次回は平成26年5月ごろの予定です。

農林水産課 農林係

☎42・3591

特別児童扶養手当・ 特別障害者手当・ 障害児福祉手当が支給されます

《特別児童扶養手当対象者》

障害のある児童(20歳未満)を養育している人で①～③に該当している人

- ①児童の障害程度が国民年金法で定める1・2級程度
- ②児童が障害を理由とする年金を受給していない
- ③児童が福祉施設などに入所していない

◆支給月額◆ 1級 50,050円
2級 33,330円

《特別障害者手当対象者》

20歳以上で複数の著しい重度障害のため、居宅での日常生活のなかで常時特別な介護を必要とする人

◆支給月額◆ 26,080円

《障害児福祉手当対象者》

20歳未満の公的障害年金を受給していない人で、居宅での日常生活を送るうえで著しい制限を受ける程度の障害がある人

◆支給月額◆ 14,180円

受給を希望する人は福祉事務所障害福祉係に申請をしてください。

※要件に該当していても、所得により支給されない場合があります。

福祉事務所 障害福祉係

☎42・3691